

香川県広域水道企業団

ブロック統括センター所長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

直結増圧式給水装置維持管理誓約書

建物所在地	
建物名称	
水栓番号	

上記建物において直結増圧式給水を実施するに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

1 設備管理責任者の選定

直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）及び減圧式逆流防止装置を含む給水装置の維持管理及び事故発生時の迅速な対応を当方で行うため、設備管理責任者、給水施設管理者及び増圧装置管理業者を次のとおり届け出ます。

設備管理責任者	住所			
	氏名	TEL	-	-
給水施設管理者	住所			
	氏名	TEL	-	-
増圧装置管理業者	住所			
	氏名	TEL	-	-

2 使用者等への通知

次の事項について、使用者に周知します。

- (1) 停電や増圧装置の故障、湯水時の制限給水等により増圧装置が停止し、断水したときには、非常用水栓を使用すること。

- (2) 配水管等の工事に伴う計画的又は緊急的な断水、若しくはメーターの取替えによる断水の際に、水の使用ができなくなること。また、その通報を受けたときは、これに協力すること。
- (3) 増圧設備及び減圧式逆流防止器の故障等の緊急連絡先。

3 管理責任

増圧装置は所有者が責任を持って維持管理し、常に正常な状態で運転することに努めます。

なお、維持管理に起因した給水についての苦情は、所有者又は使用者等の責任において解決します。

4 漏水等の修理及び事故処理

漏水等の事故については、所有者又は使用者等の責任において修理及び事故処理をします。

特に親メーター以降の漏水等については、香川県広域水道企業団（以下、「企業団」という。）の指示に従い速やかに修理等を行います。

5 保守管理

増圧措置及び減圧式逆流防止器の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回以上の定期点検を行うとともに、適宜、保守点検及び修理を行います。また、使用者ごとに設置する逆流防止装置等の器具についても、適切に保守します。

6 損害の補償

増圧装置に起因して、逆流又は漏水が発生し、企業団又はその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償いたします。

7 所有者、設備管理責任者等の変更届

所有者及び設備管理責任者等に変更が生じたときは、変更後の所有者及び設備管理責任者等にこの装置が条件付きのものであることを熟知させるとともに、本様式により速やかに企業団に届け出ます。

8 紛争の解決

増圧装置の故障等により起因する紛争が生じた場合は、当方において解決し、企業団には一切迷惑をかけません。